

社会福祉法人 栢谷福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人栢谷福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（<法人における常勤役員の定義>の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合であっても、非常勤理事に準じた報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間24万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間12万円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、支給しない。

6 非常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支払わないものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第7条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、当該会議等に出席した都度支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月12日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

役職名	支給基準	支給日額	
評議員	評議員会への出席	¥10,000	
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤		
理事	理事会等会議への出席		
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤		
監事	監事監査等への出席		
	理事会、評議員会等会議への出席		
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤		
評議員 選任解任 委員	評議員選任・解任委員会への出席		